

平成28年6月定例教育委員会

日 時 平成28年6月23日（木）
午前10時00分～

○中島委員長

ただいまから平成28年6月定例教育委員会を開催いたします。よろしく申し上げます。それでは、教育総務課長から日程説明をお願いします。

1 日程説明

○林教育総務課長

本日は、議案2件、報告事項5件、計7件となっております。ご審議の程よろしく申し上げます。

○中島委員長

教育長から一般報告と議案の概要説明をお願いします。

2 一般報告及び議案の概要説明

○山本教育長

5月22日に、原子力安全対策合同会議に出席しました。島根原子力発電所の周辺自治体である境港市と米子市、県の危機管理担当、教育担当などが出席し、結構な人数が集まる会議なのですが、この度は、島根原子力発電所の1号機の廃止計画の内容について、中国電力から聞き取りを行い、それに対しての意見交換を実施しました。

5月25日、国要望に係る幹部会議を実施しました。毎年夏場に、国に対して鳥取県として制度や予算についての要望を行うのですが、それについての意見交換を庁内で行いました。大きな項目としては、世帯の経済的困窮に伴う格差が広がってきており、その格差が次の世代に引き継がれないように取り組んでいる中で、学習支援や家庭教育支援に関する事業の充実とともに、給付型の奨学金の制度の創設を要望の中に盛り込んでいるところです。また、様々な課題に対応できる教職員定数の確保について、現在は少人数学級の教職員の加配は小学校1年生だけが法定で決まっている状況で、2年生の教職員の加配は予算の確保に毎年苦慮しているのですが、2年生の加配も法律で定める方向で検討が進められているようでして、そうした教職員の充実・確保を図ってほしいということも要望に加えています。それから学校修繕について、これまで耐震化を重点的に実施していたものが一段落したので、今後はエアコンの整備、トイレの洋式化といった整備に注力したいのですが、予算に限りがあってなかなかうまくいっていない状況がありますので、関連予算の確保等も要望することとしております。最終的には調整を行って地元選出の国会議員の方々にも説明をした上で、各省庁に要望活動を行う予定にしております。

5月26日、例年行っております鳥取大学との意見交換を行いました。報告事項の中に詳細報告がありますので詳しくはそちらで報告したいと思いますが、障害者差別解消法が施行されたことに伴い、鳥取大学も合理的配慮について大変気にかけており、支援計画などの配慮が必要な生徒についての情報をしっかりと引き継いでほしいということについての意見交換を中心に実施しました。他にも、平成32年に予定されている高大の接続システムの改革について、生涯学習の振興について、県民カレッジと鳥取大学のサイエンスアカデミー等で連携しての受講者の取り合いにならない

ような運営方法について、また、附属学校と公立学校での理科教育と外国語教育について具体的に連携して取り組んでいくための話し合いの場を設けることについて等の意見交換を行いました。

5月27日には、新規の高校卒業者の求人要請を行って参りました。4つの経済団体に対し、知事らと一緒に協力依頼を行いました。今年度も高校卒業者の就職率は99.8%と非常に高い率でしたが、そのお礼も含めて、来年度に向けての求人確保についての要請を行いました。

同日、交通対策協議会運営委員会に参加しましたが、これは例年実施している交通安全運動などの取組について議論する委員会です。今回新たな動きとして、県の交通安全条例の作成に向けた動きがあり、9月の議会での議論が予定されておりますが、それに向けた議論を実施しました。特に高齢者が被害者、加害者になる事例が非常に増えてきているということと、子どもに関係する部分では自転車の運転者が被害者だけでなく加害者となる事例、可能性が出て来ており、損害賠償についての話も出てきている中、交通安全確保の取組の推進、自転車の損害賠償保険への加入、ヘルメット着用の促進、子どもの発達段階に応じた安全教育の実施等が条例の中に盛り込まれる予定です。こうした取組を通じて共生社会の実現を目指していくというのですが、教育委員会もしっかりと役割を果たしていく必要があると思っています。

5月30日から6月17日にかけて、6月議会があり、今回も非常に多くの議員の方から教育委員会に対して質問がありました。別添で議事録をお配りしております。特に美術館の検討について関心が高く、中島委員長への質問を含め6名の議員から質問がありましたが、立地についてばかりがクローズアップされていて必要性についての議論が不十分で県民の理解が進んでいないのではないかとという質問、建設地から離れた学校も含めて児童生徒に活用してもらい、教育に活かしていくべきではないかという議論、もっと知事が前面に出て議論を引っ張っていくべきではないかという質問等があり、現状とこれからの方針等を含めて答弁しました。他にも、主権者教育についての質問、農林水産業の人材育成、障がいのある生徒の就労促進についての質問、熊本の地震の教訓をしっかりと学校運営に生かしていくべきではないかという話等もありました。少し漠然とした質問ですが、人工知能がこれからどんどん発達していくと職業も大きく変わることが想定される中で教育はどう備えていくのかという質問もありました。このようなことについて19名の議員と議論を行いました。議論で出てきた内容を、今後の我々の仕事にも活かしていきたいと考えております。

6月18日、19日に美術館フォーラムを実施しました。県民の理解がまだ深まっていないのか、ということに対応していく取組で、基本構想の検討委員会で、必要性、機能、事業規模、運営等についてこれまで議論してきているものが一通り整理された現在の段階で、これまでの議論の内容についての説明を実施するとともに、美術館の必要性や活用方法について県民の方々にも参加頂きながら議論を行いました。西部、中部の2会場で400人余りの参加者があり、一定程度成果を挙げたと考えておりますが、今後、今回のフォーラムや議会が出た意見を構想検討委員会にもフィードバックしながら、更なる議論を深めて頂こうと考えています。今月27日に構想委員会の開催を予定しておりますが、それに関連した内容で、21日に基本構想検討委員会の中に組織している候補地評価等専門委員会を開催し、そこでこれまでに市町から推薦頂いた候補地について議論して頂き、適していると評価できる場所が4ヶ所出ました。現在の鳥取市役所、鳥取砂丘西側一帯、倉吉市営ラグビー場、北栄町の運転免許試験場跡地の4ヶ所です。今後、構想検討委員会にもこの考えを示しながら、先にまとめられたコンセプト等も含めて検討し、それぞれの建設地ごとのメリット・デメリット、建てられる美術館のイメージを整理しながら更なる議論を深めていく段階に入っていくと考えています。進め方についても今後ご相談させて頂きたいと思うのですが、今後議論を深めていき、最終的には県民の意識調査等も実施をし、そういった内容も踏まえて検討委員会としての一定のまとめをして頂くという段取りかと考えています。ですが、これまでの議論も含め、

美術館建設に向けてのスケジュールありきで物事を進めていかないよう、じっくりと検討して頂くようにしたいと考えているところです。以上が一般報告です。

本日2件の議案を提出しております。議案第1号は、鳥取県文化財保護審議会への諮問ということで、新たに4件の文化財、保持者の認定について、審議会の意見を伺おうとするものです。議案第2号は、鳥取県教育審議会委員及び鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の任命について、年度末の退職等に伴い6名の委員について新たに任命を行おうとするものです。よろしくご審議の程、お願いします。

3 議 事

(1) 議 案

○中島委員長

議題に入ります。本日の署名委員は松本委員と坂本委員にお願いします。まず、議案第1号について、説明をお願いします。

議案第1号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

○片山文化財課長

今回、4件について諮問を行おうとしております。1件目は、福本70号墳出土遺物です。八頭町の郡家駅の北西側の丘陵地にある古墳から、平成6年度に出土したもので資料の写真にあるような銅のさじ等が出てきました。他にも双龍環頭大刀といって、持ち手に龍二匹の装飾が施された刀や、鏢の付いた鉄剣等が出土しており、年代でいうと7世紀前半ぐらいの古墳であろうと思われま。古墳副葬品の銅さじは、日本の中でも8例の出土が知られるのみで、古墳時代の終末期における日本列島及び山陰地方への仏教文化の流入を物語る一級の資料であろうということで、県の保護文化財に指定しようとするものです。

2件目は、霞の要害跡出土梵鐘鑄造関連遺物一括です。日野郡日南町の霞で、生山バイパスの建設中、平成11、12年度に発掘したものです。調査の結果、その場所に15世紀前半の寺院関連施設が築かれていたことが明らかになり、この遺構の中に梵鐘を鑄造した跡の土坑（どこう）がありました。この土坑に鑄型の破片があったのですが、梵鐘の鑄造に関連するものの出土例は、県内では他に鳥取市の鐘鑄谷（かねいだに）遺跡があるだけで、全国でも60程度しか例のないものです。鑄型とは、原型となる梵鐘に粘土を貼り付けて型を取ったもので、その鑄型の中に銅を流し込んで新たな梵鐘を作り、梵鐘が完成した際には鑄型を破壊して中から梵鐘を取り出すというものなのでなかなか見つかりにくいものです。この出土品は、梵鐘上部の釣鐘を釣る竜頭（りゅうず）という部分に竜の頭が模してあり、これが島根県安来市の清水寺にある梵鐘のものと同じ形をしていましたので、原型が安来の清水寺のものと同じ頃に同じ工人集団により作られたものであろうということが推測されています。現存する梵鐘と同型の鑄型の出土例は非常に珍しいものですので、これも一級の資料として県の保護文化財に指定しようとするものです。

以降は、無形文化財保持者の認定でございます。3件目は、鳥取市在住の橋詰峯子氏を七宝の無形文化財保持者として認定しようとするものです。七宝焼きはご存じかと思いますが、橋詰さんの作成しておられるものは立体的な器のような七宝の作品で、平面的な作品は結構あるものですが立体的な作品は珍しく、高い評価を受けている方は県内でも橋詰さんぐらいしかいらっしゃらないです。作成されているのは有線七宝というもので、銀の線を元の型にはめこみ、釉薬を流し込んでそ

それぞれの柄の境界をはっきりさせ、焼き上げて研磨する、という作成方法だそうです。昨年度の伝統工芸諸工芸部会展で文部科学大臣賞を受賞、2011年、16年の日本伝統工芸中国支部展で鳥取県知事賞を受賞など、非常に高い評価を受けており、文化財保持者として認定しようとするものです。ちなみに七宝については、県内では認定は初めてということになります。

4件目は、木工芸を保持している倉吉市の福田豊氏です。資料の写真にあるような木工製品ですが、鳥取の民芸運動については吉田璋也氏の功績が大きく伝えられていますが、保持者の父親の祥氏が吉田璋也氏の薫陶を受けてその流れを汲んでおり、豊氏もその流れを汲んでいる現代の作家です。現在、鳥取民芸木工と称して倉吉で制作を続けておられ、県内でも代表的な木工工芸作家です。木工芸については他にも認定されている方がおりますので、今回は追加認定ということでの無形文化財の保持者に認定しようとするものです。今回の諮問案件について以上です。

○中島委員長

保護文化財が2件、無形文化財の保持者が2件で、橋詰さんは七宝という分野では1人目だから鳥取県文化財保護条例の第19条の第1項、2項の適用になり、福田さんは木工芸については他に保持者がいらっしゃるから第4項の適用になるということですか。

○片山文化財課長

はい。

○中島委員長

では、異論のないようですので、議案第1号については、原案どおり決定といたします。

続いて議案第2号に進みますが、第2号と報告事項アは人事に関する案件です。非公開で行うこととしたいと思いますが、よろしいですか。（賛同の声）では、議案第2号の関係課長以外の方は席をはずしてください。

【非公開】

議案第2号 鳥取県教育審議会委員及び鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の任命について

(2) 報告事項

【非公開】

報告事項ア 退職手当支給制限処分取消請求訴訟の提起について

【公開】

報告事項イ 県内文化財の新規国指定・登録について

○片山文化財課長

既に新聞等で報道されておりますが、6月17日に国の文化審議会が開かれ、鳥取県内では大山寺旧境内が国の史跡へ指定され、摩尼山が国の名勝地関係の登録記念物へ指定されるという内容の答申が審議会から文部科学大臣にされました。大山寺旧境内については、地図を記載しておりますが、広範囲に渡るエリアの指定となっております。千三百年祭を控える中での日本遺産の認定、この度の国の史跡指定と、大山の歴史的価値を全国に対して発信できる機会となったと考えています。

このエリアの中に旧僧坊跡がはっきりと分かる形で残っていることがわかったことに加え、既に文化財指定している阿弥陀堂や、大神山神社奥宮などの建物も残っており、大山町教育委員会が調査された結果、我が国を代表する山林寺院のひとつであるということで史跡として認められたものです。

魔尼山については、摩尼寺の本堂や、奥の院遺跡の巨巖など、景観等が非常にきちんと保全されており、この地域を代表する自然の名勝として意義深いものとして登録されたものです。

報告事項ウ 第4回及び第5回鳥取県立美術館候補地評価等専門委員会の概要について

○大場博物館長

第4回及び第5回鳥取県立美術館候補地評価等専門委員会を開催しましたので、その状況を報告します。第4回委員会は5月23日に開催し、これまでに各市町村から推薦のあった12ヶ所に鳥取市桂見を加えた13ヶ所の候補地について、専門委員に○・△・×の評価を付けて頂きましたが、それに対して特に×の評価の付いた市町村からは言いたいこともあると考え、市町村から意見を出して頂き、その意見について報告させて頂きました。具体的な意見を記載しておりますが、湖山池公園について、バス路線の増便等は困難で交通の便がよくないという委員の評価に対し、鳥取市から、将来的に交通アクセスが変わる可能性も含めて客観的に評価してほしい、という意見がありました。旧運転免許試験場跡地について、交通アクセスが悪いという評価に対し、北栄町から、自家用車やバスが移動手段の中心であることを考えるとむしろ交通アクセスはいいという意見、青山剛昌ふるさと館の利用者は美術館の利用者とは年齢層が異なるのではないかという評価に対し、県立美術館が対象として子どもを重視するのであれば若年層を取り込む努力が大切ではないか、という意見がありました。

その他全般的な意見として、鳥取市から、県民ギャラリー機能を鳥取市が整備するなど県と連携して地域再生を進める意志、意欲を示しているということを十分評価していないのではないかとという意見がありました。また、湯梨浜町から、市街地型を強調し過ぎているという意見もありましたが、これは委員会の理念上やむを得ないことかと思っています。

その他に委員に確認してほしいと言われていた事項についての報告も実施しました。鳥取市役所跡地の土壌に自然由来のヒ素が含まれているということが分かっていますが、その処理には大体5億円程度かかりそうで、鳥取市は協力すると言っておられますが、その協力がどの程度かというのはまだはっきりしていないという報告をしました。また、鳥取砂丘西側は自然公園法の規制があり、建物の高さ制限、建ぺい率等の制限がかなり厳しく、地下3階建程度の建物にしなければならない可能性があり、そうすると10億円以上建設費が増加する可能性があるということも報告しました。

市町村から出された意見や、他の委員の評価結果等を踏まえて再度検討し、各評価委員で各候補地に対しての評価を変更する必要があるれば評価を変更していただき、その結果を元に次回検討をする、ということで5月23日の専門委員会は終了しました。

それを踏まえ、第5回専門委員会を6月21日に開催しました。各委員が評価について一部変更された部分がありますが、基本的に大きくは変わっておりません。前回の委員会で、評価を○・△・×の3段階だけでなく、もう少し緻密に評価をしたいという意見がありましたので、○寄りの△、×寄り△を加えた5段階評価としました。また、評価理由について、市町村からの意見を受けて修正した部分があります。

基本的に各委員に専門分野があり、それぞれの分野について、専門としている委員の評価をベースと、専門以外の委員の評価は参考に留める、という方法で各候補地の評価を実施することとしておりますが、今回専門分野ごとの評価をまとめた結果が候補地評価のベースとなります。評価にお

いては○、△、×の評価の数が参考の一つとなりますが、単純に数だけで決めるということではなく、×の評価の項目が多くても評価すべき点はないか、○の評価が多くても評価できない点がないかと、丁寧に議論を検証しながら一つ一つの候補地の適否を判断していくという方法で議論を進めて頂きました。

その結果、鳥取市役所跡地、鳥取砂丘西側一帯、倉吉市営ラグビー場、旧鳥取運転免許試験場跡地の4ヶ所が総合的に判断して他の候補地より立地場所として適していると評価されました。評価時に議論のあった内容について紹介させていただきますと、鳥取市役所跡地については、現在住民訴訟が提起されており、そのような場所を候補地に選んでいいのかという議論がありましたが、それを理由に不適とするのも適切ではなく最終判断は判決を経てから実施するべきで、あえて現段階でそれを理由に不適と評価しなくてもいい、と判断しました。また、ヒ素の処分費用について、鳥取市は協力すると言っているが、その協力の内容について、全額負担なのかどこまでの負担なのか、ということも精査して最終判断を下すべきだという意見もありました。また、鳥取砂丘西側一帯については、多額の建築費が見込まれることについて懸念する意見がありました。また、立地が郊外になり、現在検討されている市街地型からは若干外れてしまうという議論もありましたが、現段階で構想が確定まで至っていない中、あえて不適とすることはない、ということで候補地として残しております。

一方で、適していないと判断された候補地についても議論の内容を記載しておりますが、それぞれ不適となった理由がありました。鳥取市桂見については、専門分野の評価において、消極的な評価がかなり多くの分野でありましたので、特段の議論なく、適していないということで一致しました。

今回の審議結果は、6月27日に開催する美術館整備基本構想検討委員会にて報告させていただきますが、その日は恐らくそこから議論は進めず報告だけで終わることになると思います。そこから次回の検討委員会に向けて推薦した市町から提示された協力内容等を踏まえてそこに整備される美術館について、市街地の真ん中であって県民の利用が中心となるのか、観光地に立地して観光客の利用も見込む施設になるのかといった性格や、メリット・デメリットや、事業費の圧縮、膨張の可能性といった点について整理し、今後実施する県民意識調査等の内容も参考にして、更なる絞り込みを行って頂こうと考えています。そのときには専門委員にも参加して頂きアドバイスをお願いしようと考えています。6月27日の検討委員会で検討する内容についてはまたご相談させていただきますが、経費の圧縮案等も含めた構想の内容に関して議論して頂くことを考えています。

次の検討委員会のことまで申し上げており、議論がとんとん拍子に進むように聞こえるかもしれませんが、そうではなく、次回委員会で出た構想の内容に関し、県民や議会で議論され理解が深まっていく過程の中で出た意見等もよく勘案した上で判断して頂きたいと思っておりますが、県民や議会で理解を深めて頂くことは、拙速とならないよう、例えば次の議会までに、といった期限を特段に設けずに進めていく必要があると考えています。じっくりと時間をかけて丁寧に進めていきたいと思っております。

報告事項エ 鳥取県美術館フォーラム2016（米子会場・倉吉会場）の概要について

○大場博物館長

報告事項エ、鳥取県美術館フォーラムの概要について報告させていただきます。美術館フォーラムは東部、中部、西部の3ヶ所で開催する予定で、6月18日に西部で、19日に中部で実施しました。西部で100名、中部で320名の県民の皆様に参加して頂きました。フォーラムでは立地場所に

関する議論ばかり先行しているのではないか、という立地場所に関する意見もありましたが、美術館の在り方や内容についてかなり議論することができました。詳細は資料に記載しております。

7月10日には東部地区で開催する予定です。中島委員長にコーディネーターとして参加して頂く予定ですので、詳細な進行等について後ほど相談させて頂きたいと思います。7月10日は参院選の投票日ですので、投票するのと一緒に立ち寄って頂ければいいと考えています。フォーラムを通じて県民の皆様の理解を得たいと思っておりますが、このフォーラムだけで十分に理解が得られるということでもないと思います。他に説明会の開催に加え、出前説明会をずっと受け付けているのですが、申込がなく開催回数が伸びていない状況です。今後、申込を待つばかりでなく、各地区にこちらから出かけて行って、ミニフォーラムのようなものを開催すること、美術館キャラバンのような形で各地区を回る事等、受け身でなく能動的にアピールしていく機会も持っていきたいと考えているところです。そういうことも実施して県民の合意形成に努めていきたいと思っております。資料に開催要項、新聞記事も添付しておりますので、ご参照ください。

○中島委員長

まとめて説明いただきましたが、各報告に対して質問等ございませんでしょうか。報告事項イについてはいかがでしょうか。

○坂本委員

摩尼山の奥の院の巨巖の写真を見ると、この岩が落ちそうで危なく見えるのですが、何か対応はしているのでしょうか。

○片山文化財課長

名勝地に登録される中、手を加えて景観を壊さないようにしなくてはなりません。これから鳥取市がPRのために観覧のコースの整備や案内表示をすると思いますが、その時に危険なところには立ち入りを禁止する表示を行う等、対応をしていくと思います。

○中島委員長

県内で名勝地関係として国に登録されているものは他にもありますよね。

○片山文化財課長

例えば浦富海岸が国の名勝、天然記念物に指定されています。

○中島委員長

では、今回の2つの案件もそれなりに高いランクの指定、登録ということですね。報告事項ウはいかがでしょう。

○松本委員

美術館建設は候補地として絞り込まれたこの四つの候補地の中のどれか一つに決まるということですね。

○大場博物館長

はい、これまでも検討を重ねていますので、これ以外から選ぶことには問題があると思います。この四つの候補地の中から選ぶと考えています。

○中島委員長

候補地を四つに絞り込むことについてあまり異論はなかったですか。

○大場博物館長

はい、特段はありませんでした。資料に記載もありますが、鳥取市役所跡地、鳥取砂丘西側については、候補地として残すことに多少の議論がありましたが、他の候補地についてはそれ程議論はありませんでした。

○中島委員長

確かに不適とされた候補地は各項目でのポイントが明らかに低く、候補から落としやすいように感じますね。これからはこの四つの候補地以外で他に検討の俎上に上がるものはもうないということですね。

○大場博物館長

はい。委員が一致して不適と判断した候補地を外していくという絞り込み方を行っておりますので、不適と判断したところは消極的な評価が多いか積極的な評価がほとんどなかったところですよ。ここまでは候補地評価等専門委員会でも客観的に検討を進めてきましたが、これ以上の判断はこの委員会では難しいので、以降は美術館整備基本構想検討委員会で検討していきます。

○中島委員長

候補地評価等専門委員会としては、これで美術館整備基本構想検討委員会への引継ぎができれば委員会自体は終わるということですか。

○大場博物館長

はい、そうです。最終的に1ヶ所に絞り込む検討をする際の構想検討委員会に出て頂いてアドバイスを頂こうと思っていますので、委員会は残りますが、今後専門委員だけで集まって何かについて協議するという事はこれで終わりだと思っています。

○中島委員長

鳥取市役所跡地について記載のある、住民訴訟というのはどういった話でしょうか。

○大場博物館長

住民投票の結果、現存する市役所を継続して使用することとなったにもかかわらず、それと異なる移転を実施するのは無効だということで、住民訴訟が提起されています。もしも原告側が勝訴し、移転が無効となると現在の市役所の場所に市役所が残りますので、跡地に美術館を建設することもできなくなります。なので、そのように状況の確定していない候補地を適していると認めてもいいのかという議論はありました。

一審の判決が9月30日頃に出るのではないかとということなので、それを見極めるとなると当然に最終判断もそれ以降になります。ただ、一審で決着するかもわからないので、まだ不確定な状況が続くことも考えられ、順調に議論が進む、というのも難しいと思います。

○中島委員長

わかりました。他についてはよろしいでしょうか。残りについては、時間の都合で説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。（賛同の声）

以上で報告事項は終りにします。

4 その他

○中島委員長

その他、各委員の方から何かございましたら、発言をお願いします。

○佐伯委員

先日参加した西部地区の町村教育委員会の連絡会議に出席したのですが、それぞれの事項について各教育委員会としてどう思うか、というアンケートを元に各分会に分かれて活発に協議をしておられました。特に、小中学校から高校への接続についての話題が出たのですが、地域に高校が無い町村においても住んでいる子どもは高校に通うようになる中、町村の教育委員会としてはその子どもにうまく高校生としての生活を送ってほしいし、ゆくゆくはその地域に帰ってきて一住民として地域を盛り上げていってほしいという願いを持っておられ、そうなると連携を図っていききたいという思いがありました。そういったことも含めて、県の教育委員と西部地区の町村教育委員で話し合いをできる機会を作って頂きたいという要望がありました。町村教育委員会の連絡会議に、県の委員に複数出席してほしいと要望されていた中、今回は調整が難しく私一人の参加となりましたが、機会を持ちたいという思いは強いようです。例えば全員でなくとも、町村の教育委員から何名か来て頂いて、定例教育委員会後に集まって話し合う機会を設けるようなこともできるかと思いますが、いかがでしょうか。

○中島委員長

日程調整は可能なように感じますが、どこかの町村を対象にそういったことを実施すると、他に對しても同様に実施する必要がありますね。

○山本教育長

そうですね。現在実施しております教育を語る会について市町村ごと、という発想で実施していますが、これを広域で実施して頂き、その中で対応するという方法があるかと思います。町村からの申出に対応して実施する、ということも可能かと思いますが、教育を語る会の一環での話し合いとして整理すれば、西部の町村のみを対象に実施する形となっても支障はないと思います。

○中島委員長

でしたら、日程の調整ができれば実施すればいいと思います。

○佐伯委員

町村教育委員連絡協議会は年に2回程度開催しており、今回は10月頃の実施だそうです。可能ならその協議会に参加してほしいと仰っていました。

○中島委員長

協議会の中で何か、興味深い話はありましたか？

○佐伯委員

コミュニティースクールのような、地域と学校で密着した取組をしておられる町村が多い中で、それぞれの町村での実施方法や状況についての意見、情報の交換が盛り上がっていました。どの町村もとても熱心に取り組んでおられます。また、教員の多忙感についての話も多くあり、例えば土曜授業の実施について、忙しい中で実施をしているものの休日の振替の必要もあり、そのためには職員の臨時的配置が必要で県の教育委員会の対応も必要となってくる、という話もありました。

○中島委員長

わかりました。本件については、実施に向けて調整していきましょう。

○山本教育長

一件、話をさせてください。先日より教科書会社の大修館書店が東京、神奈川などで英語教材を無償で配っていたということが報道されていますが、鳥取県の県立学校でもこの教科書会社の教科書を使用している学校があります。保健体育の分野では全国シェアが9割以上で、保健体育については全校がこの教科書の教科書を使用しております。また、教材の無償配布のあった英語については7校が使用している状況です。この際、点検という意味も込めて各学校に調査をして頂こうと思っています。詳細については後ほど協議させて頂きたいと思えます。

○中島委員長

学校が無償の教材を受け取るということは明確に違法ということではないですね。

○山本教育長

そうです。業者の方で自主的にルールを作っている中、してはいけない事例の中に教材の無償配布がありますので、基本的には無償配布した業者が悪いのですが、無償配布が各学校での教科書の採択に影響する形で行われていけば、大きな問題となりますので、採択への影響については特に注意する必要があると思っています。採択への影響がなければ、脇が甘いという小中学校での教科書閲覧についての話と同じレベルの話になると思います。事例の有無を調査し、事例があった場合にはその後の対応、再発の防止等について議論しておく必要があるのではないかと考えています。

○中島委員長

大修館書店の教材の無償配布について現状の精査と、他にもそういう事例がなかったかということの調査を実施するということですね。

○山本教育長

はい、他の教科書会社からも同様の事例がなかったかということも含めて調査をします。今回の場合は、子どもたちがただで教材をもらったというもので、教員が個人的に利便を受けたということではありません。ですが、それなら問題ないとはできない部分もあると思いますので精査が必要だと思えます。

○中島委員長

教科書採択に向けた賄賂のようなニュアンスが無くは無いのではないかということですね。

○山本教育長

はい、公正な採択に疑義を生じさせてしまってはいけませんので。また、業者の方で自主規制しているものを受け取るということは、学校側、教員側として厳に慎まなければならないと思います。

○中島委員長

いつごろからそういうことがあったかという経緯も含め、しっかりと調査をお願いします。

他に何かありますでしょうか。それでは、終わりにしたいと思います。次回の定例教育委員会は7月13日（水）で大丈夫でしょうか。（賛同の声）ではよろしくをお願いします。

それでは本日の定例教育委員会はこれで終わりとします。